

令和 6 年 度

クリーニング師試験(筆記)問題

衛生法規に関する知識
公衆衛生に関する知識
洗たく物の処理に関する知識

9 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0
(6 0 分)

指示があるまで開いてはいけません。

(注 意 事 項)

- 1 解答用紙の右上の記入欄に受験番号及び氏名を記入してください。
- 2 解答は、すべて解答用紙に記入してください。
- 3 解答の誤りを訂正する場合は、消しゴムで消して訂正してください。
- 4 解答は、1つの解答欄に1つだけ記入してください。2つ以上書くとその解答は無効になります。
- 5 試験開始後 30 分を経過するまでは、退室できません。
- 6 退室するときは、解答用紙を裏返して机の上に置いてください。
- 7 試験終了後、解答用紙のみを回収します。問題用紙は持ち帰っても構いません。

I 衛生法規に関する知識

問1 次のクリーニング業法及び同法施行規則に関する記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング業法は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的としている。
- (2) クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に自身が居住している都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
- (3) 営業者はクリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く）ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。この時、営業者がクリーニング師である場合には、営業者の他にもう一人以上のクリーニング師を置かなければならない。
- (4) クリーニング所を開設しようとする者は、クリーニング業法施行規則の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ市町村長に届け出なければならない。
- (5) 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

問2 次のクリーニング業法施行規則及びクリーニング所における衛生管理要領に関する記述について文中の（ ）にあてはまる最も適当な語句を下の語群から1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- ・ クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後（ 1 ）年以内にクリーニング業法第八条の二の規定による研修（以下「研修」という。）を受けるものとする。当研修を受けた後は、（ 2 ）年を超えない期間ごとに研修を受けるものとしている。
- ・ 「クリーニング所における衛生管理要領」で示されている指定洗濯物の消毒方法の一つとして、（ 3 ）、（ 4 ）等を使用し、その適正希釈水溶液中に（ 5 ）℃以上で 30 分間以上浸す方法が挙げられている。

ア	さらし粉	イ	逆性石ケン液	ウ	両性界面活性剤	エ	過酢酸
オ	アニオン系界面活性剤						
カ	80	キ	50	ク	30	ケ	1
コ	2	サ	3	シ	4		

問3 次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 「クリーニング所における衛生管理要領」で示されている、クリーニング所におけるクリーニング師の役割の一つは、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者として、施設、設備等の衛生管理、有機溶剤等の適正な使用管理、衛生的で安全な従事環境の確保等について、他の従業者に指導的立場から関与することである。
- (2) 洗たく物の受取及び引渡のみを行うクリーニング所では、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとしてクリーニング業法施行規則で指定する洗濯物は取扱ってはならない。
- (3) 引火性溶剤を保管する場合、保管容器はゴムマット等不導体の上に設置する必要がある。
- (4) クリーニング所は、居室、台所、便所等の施設及び他の営業施設と隔壁等により区分されている必要がある。
- (5) 営業者は、洗濯物の区分分け又は除塵のみならば、クリーニング所以外において営業として行ってもよい。

問4 次のクリーニング業法及び同法施行規則並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び

振興に関する法律に関する記述について文中の（ ）にあてはまる最も適当な語句を下の語群から1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- ・ クリーニング所の開設の届出をせず、又は虚偽の届出をし、クリーニング所を開設した者は（ 1 ）円以下の罰金に処せられる。
- ・ この法律で「クリーニング業」とは、（ 2 ）又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を（ 3 ）洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすることをいう。
- ・ 標準営業約款は、（ 4 ）が定めている。登録店となると、標準営業約款登録店である旨を表示する標識（Sマーク）と約款の要旨を掲示し、利用者に対して、サービスを受ける際の選択の利便を図ることとしている。
- ・ クリーニング所において、営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際して、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。その方法は、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、（ 5 ）及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布することとされている。

ア 5、000	イ 30 万	ウ 50 万	エ 水
オ 溶剤	カ 消毒液	キ 原型のまま	ク 解体して
ケ 都道府県指導センター	コ 全国指導センター	サ 都道府県	
シ 営業者氏名	ス 営業時間	セ 所在地	

Ⅱ 公衆衛生に関する知識

問1 次の文章の（ ）にあてはまる最も適当な語句を下の語群から1つ選び、記号で解答欄に記入しなさい。

- ・ 世界保健機関（WHO）憲章では、健康を次のように定義している。「健康とは肉体的、（ 1 ）及び社会的に完全によい状態にあることであり、単に（ 2 ）又は虚弱でないということではない。」
- ・ ウィンスローは「公衆衛生」を「疾病を（ 3 ）し、寿命を（ 4 ）し、肉体的、（ 1 ）健康の能率の増進をはかる（ 5 ）であり、技術である。」と定義している。

ア 延長	イ 向上	ウ 疾病	エ 経済的	オ 治療
カ 貧困	キ 生活衛生	ク 家庭的	ケ 平等	コ 衛生的
サ 予防	シ 改善	ス 精神的	セ 教育	ソ 科学

問2 次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 保健所は地域保健法第5条第1項により、都道府県、政令指定都市、中核市、その他政令で定める市又は特別区が設置する。
- (2) 一般社団法人日本肥満学会では、ボディマス指数（BMI）が25以上を肥満、18.5未満を低体重（やせ）と分類している。
- (3) 感覚温度とは、温度、湿度、気流の3つを組み合わせる暑さ寒さの感じをあらわしたものである。
- (4) 労働安全衛生規則第44条で規定される年1回の定期健康診断は、ドライクリーニングの作業従事者等、有機溶剤を使用する者のみ受診義務がある。
- (5) 水質汚濁防止法では、クリーニング所でのテトラクロロエチレンの使用方法について、管理要領を定めて点検を行い、その結果を保守管理点検表に記録し、5年間保存することが義務付けられている。

問3 次の文章の（ ）にあてはまる最も適当な語句を下の語群から1つ選び、記号で解答欄に記入しなさい。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4条は、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その（ 1 ）に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の（ 2 ）が損なわれることがないようにしなければならない。」と規定されている。
- ・ ノロウイルス感染者の吐ぶつやふん便が布団などのリネン類に付着した場合の処理について、下洗したリネン類の消毒は、（ 3 ）℃・10分以上等で熱水洗濯が適しているが、熱水洗濯が行える洗濯機がない場合には（ 4 ）による消毒が有効である。また、下洗い場所は濃度約（ 5 ）ppm の（ 4 ）で消毒後、洗剤を使って掃除をする必要がある。

ア	健康	イ	エタノール	ウ	50	エ	治療	オ	生命
カ	疾病	キ	60	ク	衛生	ケ	80	コ	人権
サ	予防	シ	酢酸イソアミル	ス	200	セ	科学		
ソ	次亜塩素酸ナトリウム								

問4 次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 除菌とは、全ての微生物を死滅させてしまうことをいう。
- (2) 一般的に多くの微生物は湿潤環境を好むため、洗濯物は乾燥状態で保管すべきである。
- (3) セレウス菌が付着したリネンの消毒には、エタノールが効果的である。
- (4) クリーニング所の営業者は、従業者が結核や単純性疱疹にかかった場合、「クリーニング所における衛生管理要領（昭和57年3月31日環指第48号）」に基づき、マスクや手袋を着用させる等、感染予防対策に十分配慮して作業に従事させる。
- (5) イガの幼虫は、羊毛、絹等の動物性繊維や皮革、羽毛等の衣類製品を食害する。

Ⅲ 洗たく物の処理に関する知識

問1 次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) ドライクリーニングのチャージシステムでは、ソープ濃度は通常 1.5～2% で用いられる。
- (2) シロセット加工は薬剤の化学反応を利用して毛素材に折目をセットする加工である。
- (3) 衣類の水洗いにおいて、脂肪酸などの油汚れには弱アルカリ性洗剤より中性洗剤のほうが良く落ちる。
- (4) ランドリー用水として用いる場合の硬度は、50ppm（ドイツ硬度 3° DH）以下が望ましい。
- (5) ランドリーで主に使用される漂白剤は、次亜塩素酸ナトリウムと過マンガン酸カリウムの 2 種類である。

問2 次の記述について、あてはまる最も適当な語句を下の語群から 1 つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 商業洗濯で用いられるドライクリーニング処理、ウェットクリーニング処理、ランドリー処理について、すべて可能な繊維の種類は、綿、麻と（ ）である。
- (2) 合成繊維の一つである（ ）は、アセトンやジメチルホルムアミドなどのシミ抜き溶剤に溶けやすいので、取扱いに注意が必要である。
- (3) 植物繊維の一つである（ ）は夏向きの素材として最適であるが、摩擦により繊維表面の毛羽立ち（白化）が発生しやすい。
- (4) 耐薬品性の異なる 2 種の繊維からなる混紡・交織編の布地に、一方の繊維を溶解する薬剤を捺染することにより、布地の薄い透かし模様をつくることを（ ）加工という。
- (5) 細くて強い光沢に富んだ（ ）糸によりつくられた代表的な毛織物としてサージ、ギャバジンなどがある。

ア エンボス	イ ナイロン	ウ 紡毛	エ 梳毛
オ 綿	カ アクリル	キ オパール	ク レーヨン
ケ ポリエステル	コ モダクリル	サ 麻	シ 絹

問3 次の記述について、()の中から適切な語句を選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 糸をつくる^{つく}るときに、2種類以上の繊維を混ぜ合わせて糸につむ^こいだものは（ア：交織、イ：混紡^{こんぼう}）である。
- (2) 毛、絹を漂白する場合、（ア：次亜塩素酸ナトリウム、イ：過酸化水素）を使用する。
- (3) ポリエステル織物を水酸化ナトリウム溶液の熱水溶液に侵食して処理し、繊維表面を一部溶解して除き、繊維製品の風合いを改善することを（ア：減量加工、イ：樹脂加工）という。
- (4) ドライクリーニングで比較的容易に除去できる汚れは（ア：水溶性汚れ、イ：油性汚れ）である。
- (5) 一般的にウェットクリーニングに用いられる洗剤の液性は（ア：中性、イ：弱アルカリ性）である。

問4 次の記述について、あてはまる最も適当なものを下の語群または表示記号から1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) ()は、衣類乾燥に時間がかかるため、乾燥不十分による化学やけど（皮膚障害）の発生リスクが高い。
- (2) 一般的にタンニン系のシミには()のシミ抜き剤を使用する。
- (3) 抗菌防臭加工された製品を水洗いする場合、()洗剤を使用し、塩素系漂白剤の使用は避ける。
- (4) 取扱い表示（JIS L 0001:2014）の中で、酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白はできないことを表す記号は()である。
- (5) 取扱い表示（JIS L 0001:2014）の中で、日陰でのぬれつき干し乾燥がよいことを表す記号は()である。

ア 酸性 イ アルカリ性 ウ 中性 エ テトラクロロエチレン
オ 石油系溶剤 カ ドライソープ

